## 第5回地方共同の金融機構のあり方に関する検討会次第

日時 平成 20 年 11 月 26 日 (水)

午前 10 時~12 時

場所 総務省第4特別会議室

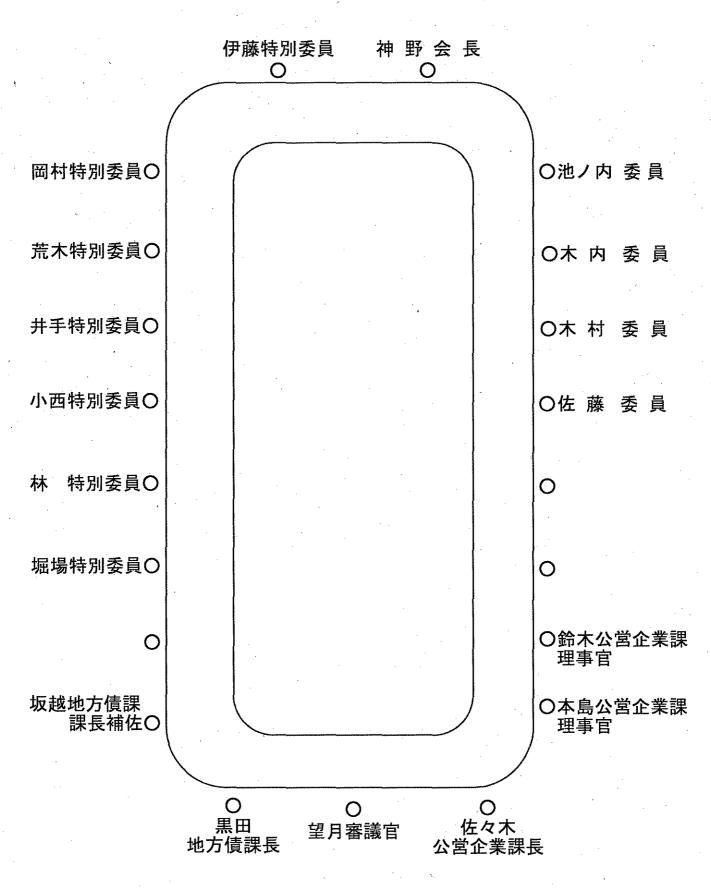
1. 開会

2. 討議

3. 閉会

### 「第5回 地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」

平成20年11月26日(水) 総務省5階第4特別会議室



出入口

## 基本スキーム(たたき台)

### 検討の意義・経緯

### 第1 地方の共同資金調達機関構想の系譜

- 1 公営企業金融公庫の設立に至るまで
- 2 政策金融改革と地方公営企業等金融機構の設立

### 第2 検討に際しての論点

- 1 地方公営企業等金融機構との関係
- 2 政策金融改革・行政改革との関係
- 3 財政投融資改革との関係
- 4 地方分権改革との関係
- 5 経済変動・地方財源不足への対応
- 6 地域金融との関係
- 7 その他

## 第3 基本的な考え方

- 1 論点の整理
- 2 機構の業務イメージ

今後の課題と改革の方向性

### 配布資料目次

- p 1 地方債資金の状況
- p 2 地方債資金の状況②
- p 3 地方団体の資金調達の変化
- p 4 政策金融改革の趣旨と経緯
- p 5 政策金融改革における組織の改編
- p 6 地方公営企業等金融機構の概要について
- p 7 業務の基本的な仕組みについて
- p 8 貸付対象事業について
- p 9 地方公営企業等金融機構に対する出資について
- p 1 2 公営企業債が地方債全体額に占める割合 等
- p 1 3 一般会計債及び公営企業債の割合推移
- p 1 4 公庫金利と財政融資資金金利の比較
- p 1 5 最近の金利水準の推移
- p 16 地域金融機関の現状
- p 18 諸外国の地方共同調達機関の例
- p 19 スウェーデン地方金融公社の仕組み
- p20 デンマーク地方金融公社の仕組み
- p 2 1 フィンランド地方金融公社の仕組み
- p 2 2 カナダの地方公共団体金融機構の仕組み
- p 2 3 先進諸国の地方債資金調達状況
- p 2 4 平成 2 0 年度地方債計画
- p 2 5 「生活対策」について(概要)

# 地方債資金の状況

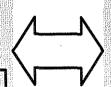
平成20年度地方債 貸し手 対象事業 計画額(兆円) (公助) -般会計等事業 公営企業 3.2 国(財政融資資金) 原則として 1.3 地方の共同資金調達機関 (共助) 対象外 公営企業のみ (地方公営企業等金融機構資金) 銀行等 4.5 一般会計等事業 公営企業 (自助) 3.4 資本市場(市場公募債) 一般会計等事業 公営企業 12.5 合計

資金調達の 自主性・自立性

## 地方債資金の状況②

## 政策金融改革(基本原則)

- 1 中小零細企業・個人の資金調達支援 等の3つの機能に限定
- 2 貸付残高対GDP比半減の平成20年度 中の実現等の政策金融の半減
- 3 金融危機、国際通貨危機、大災害、 テロ等の危機対応体制の整備
- 4 効率的な政策金融機関経営の追求

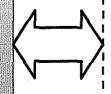


公営企業金融公庫を廃止し(政策金融 スキームからの撤退)、地方の共同資金 調達機関として地方公営企業等金融機構 を創設。

機構の貸付けは原則として公営企業のみ。

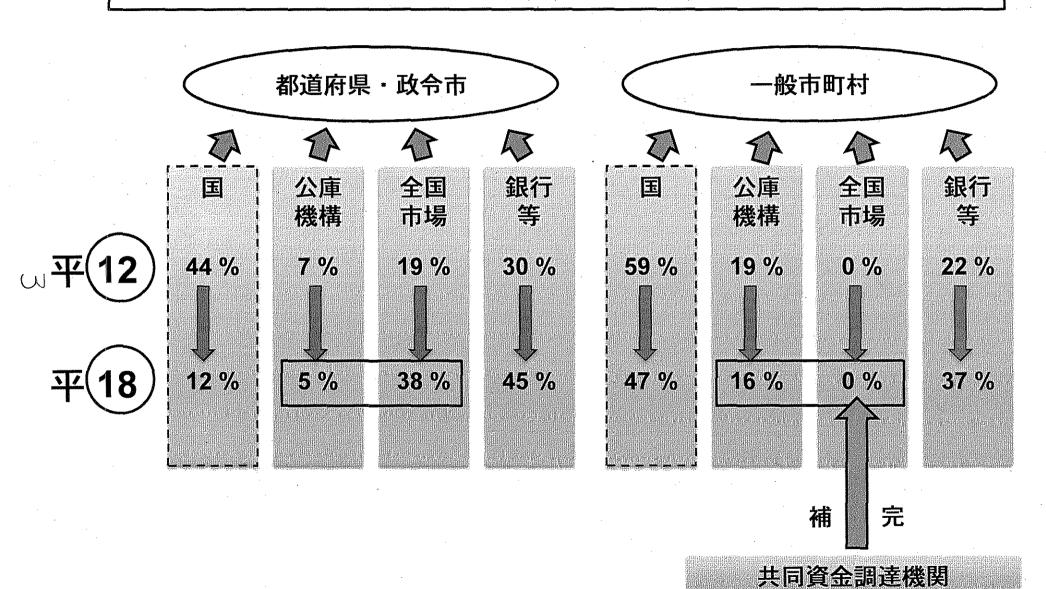
## 財政投融資改革

地方公共団体の資金調達能力及び資金 使途に着目した重点化の方向性の維持



周期的に発生し得る景気変動に対応した景気対策・地域の活性化策として実施する事業や財源不足の補てんに必要な資金調達のための危機対応体制が不十分(特に小規模市町村)。

# 地方団体の資金調達の変化



○ このため、政策金融機関の担っている機能を抜本的に見直し、完全民営化、廃止される機関の機能を政 策金融の外側に切り出すとともに、必要最小限の業務を1つの新たな政策金融機関に担わせることとした。

#### 政策金融改革の経緯

### 「政策金融改革の基本方針」

経済財政諮問会議(H17.11.29)

#### 「行政改革の重要方針」

閣議決定(H17.12.24)

#### 「行政改革推進法」成立

(H18.5.26)

### 「政策金融改革の制度設計」

政策金融改革推進本部·行政改革推進本部決定(H18.6.27)

### <基本方針の決定>

- ・政策金融の機能の見直し、縮減
- · 貸付残高対GDP比半減目標
- ・ 政策金融機関の再編の基本方針
  - ①5機関を統合し、1つの新政策金融機関へ
  - ②商工中金と政策投資銀行は完全民営化
  - ③公営企業金融公庫を廃止
- 危機対応体制の整備

政策金融改革関連法案の策定など、政策金融改革の実現に向けて整理することが必要と考えられる機関の統廃合や完全民営化の在り方及び危機対応体制の整備に関する具体的な内容等について提示。

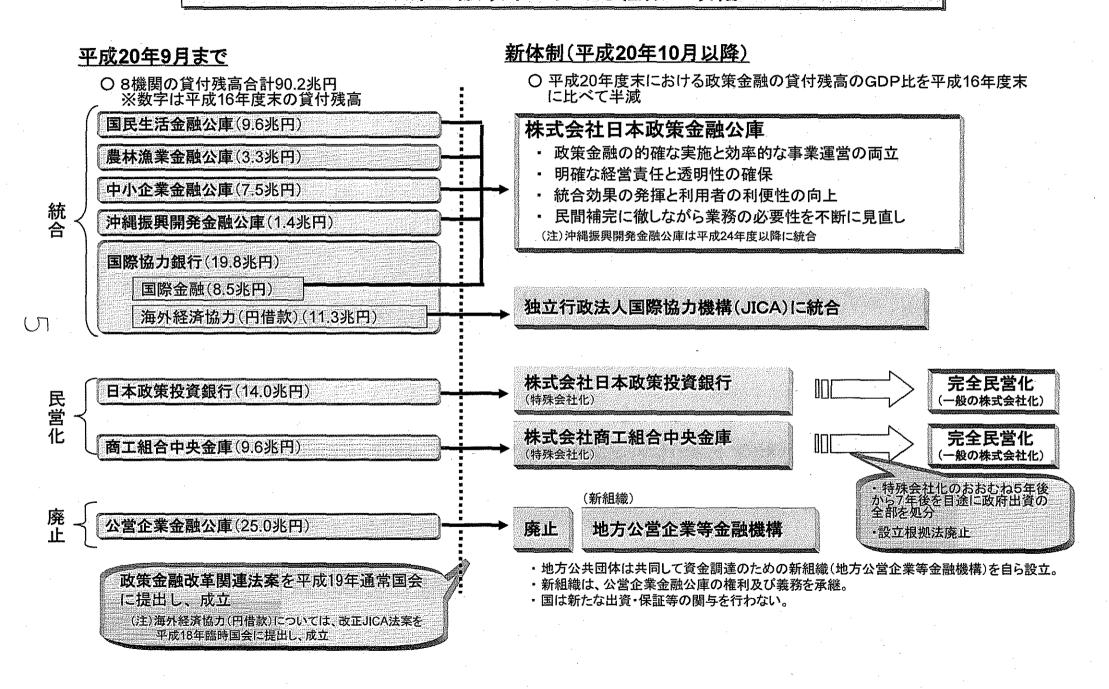
### 政策金融改革関連法案を平成19年通常国会に提出し、成立

(注)海外経済協力(円借款)については、改正JICA法案を 平成18年臨時国会に提出し、成立

#### 平成20年10月 新体制への移行

4

### 政策金融改革における組織の改編



# 地方公営企業等金融機構の概要について

ー地方公営企業等金融機構の概要ー

■根 拠 法

• 地方公営企業等金融機構法

• 目 的

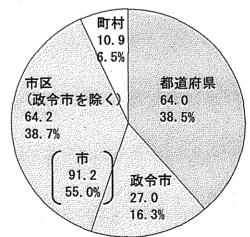
- ・ 地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通
- 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を実施 →地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与

・出資金

- ・総 額 166億円
- ・出資者 全地方公共団体(都道府県、政令市、市町村) 1.857 団体 地方公共団体別出資額及び割合(単位:億円)

• 理 事 長

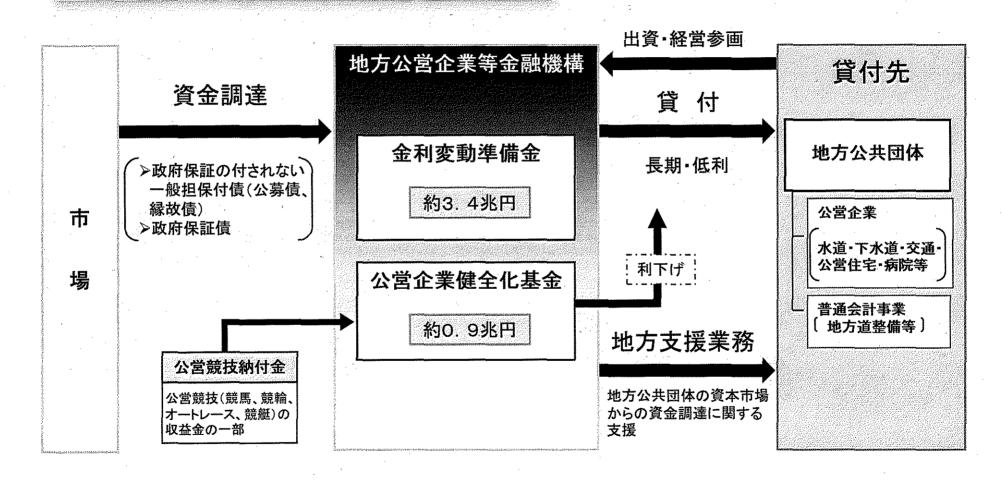
•渡邉 雄司



※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

# 業務の基本的な仕組みについて

## 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ

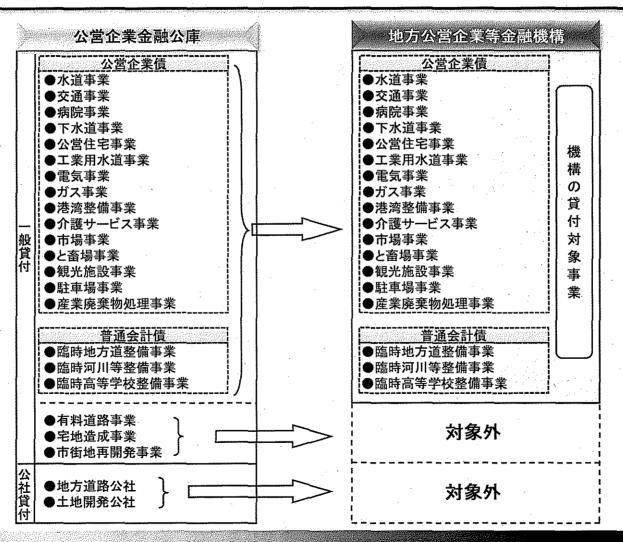




# 貸付対象事業について

◎ 貸付対象を重点化。貸付先は全て地方公共団体で同意債(許可債)のみ

 $\bigcirc$ 





#### 地方公営企業等金融機構に対する出資について

地方公営企業等金融機構設立準備委員会は、地方公営企業等金融機構の設立に必要な地方自治体の出資について、次のとおりとする。

#### 1 都道府県及び市町村の出資総額について

都道府県及び市町村の出資総額は、別紙のとおり、応能性を考慮した標準財政規模と応益性を考慮した貸付残高を基本とし、機構に対する市場の信用力を確保することなどを総合的に勘案し、次のとおりとする。

都道府県 64億円

市 91億円

町 村 11億円

#### 2 各地方自治体が出資する額について

個々の地方自治体が出資する額については、前記1の配分方法を 勘案しつつ、全国知事会、全国市長会、全国町村会において、それぞ れが調整する。

なお、都道府県及び指定都市の出資額は、出資総額の55%程度 を確保する。

#### 3 出資の時期

原則として、平成20年度に出資する。

平成19年6月28日

地方公営企業等金融機構設立準備委員会

(別紙)

「1」についての考え方

都道府県及び市町村の出資額の算定に当たっては、応能性を考慮して、出資総額の2分の1を標準財政規模により、残り2分の1を 応益性を考慮して貸付残高により、それぞれ配分する。

さらに、都道府県は、機構に対する市場の信用力を確保するため、 市区町村(指定都市を除く。)の出資総額の1割程度を引き受ける。

## 都道府県別出資額

(単4	₩.	古	ħ	四)	
	<u></u> .		//	1 1/	

								に日カロノ
都道府県名	貸付残高	出資額	標準財政規模	出資額	県内市町村 貸付残高	県内市町村 標準財政規模	追加	出資計
北海道	162,388	58	1,247,346	199	797,863	1,108,751	45	303
青森県	66,812	24	351,467	56	273,064	341,581	15	95
岩 手 県	94,612	34	361,576	58	276,122	345,860	15	107
宮城県	167,609	60	419,192	67	232,723	311,189	13	140
秋田県	59,431	21	303,287	48	229,591	300,163	13	82
山形県	93,712	33	299,140	48	262,285	284,867	13	95
福島県	68,373	24	446,350	71	368,813	470,917	20	116
茨 城 県	177,427	63	525,595	84	371,931	590,957	23	170
栃木県	63,910	23	386,393	62	279,647	397,355	16	101
群馬県	86,590	31	369,004	. 59	252,128	412,403	16	105
埼玉県	241,776	86	912,723	146	435,637	981,846	32	264
千 葉 県	194,101	69	799,659	128	352,915	905,293	28	225
東京都	242,718	86	3,376,209	540	233,547	2,673,296	57	683
神奈川県	181,866	65	1,064,305	170	352,071	697,036	24	259
新潟県	73,648	26	540,457	86	356,756	415,726	19	131
富山県	83,839	. 30	255,683	41	254,200	254,422	13	83
石川県	63,873	23	265,421	42	312,229	283,787	15	80
福井県	66,823	24	219,234	35	139,736	188,295	8	67.
山梨県	72,234	26	226,085	36	155,538	213,204	9	71
長野県	91,203	32	460,647	74	488,782	553,740	26	132
岐阜県	64,796	23	403,734	65	301,144	451,368	18	105
静岡県	127,142	45	621,748	99	242,002	448,557	16	161
愛知県	223,284	80	1,088,419	174	363,752	983,205	30	283
三重県	111,404	40	368,153	59	272,994	391,069	16	114
滋賀県	80,295	29	265,490	42	267,416	282,804	14	85
京都府	73,085	26	430,850	69	181,931	244,516	10	105
大阪府	210,132	75	1,299,632	208	648,692	954,405	38	321
兵 庫 県	202,168	72	908,868	145	701,504	852,351	38	255
奈 良 県	122,771	44	264,082	42	176,540	292,894	11	97
和歌山県	34,070	12	252,274	40	162,032	236,871	9	62
鳥取県	34,972	12	182,435	29	156,228	153,284	. 8	49
島根県	67,681	24	247,201	40	228,408	221,878	11	75
岡山県	161,162	57	373,442	60	480,418	458,423		141
広島県	115,723	41	497,105	79	304,884	399,070	17	138
山口県	110,891	39	335,979	54	241,728	332,108	14	107
徳島県	43,896	16	223,867	36	100,145	197,399	7	58
香川県	53,031	19	218,844	35	129,105	218,335	8	62
愛媛県	43,356	15	309,377	49	233,805	335,902	14	78
高知県	35,782	13	232,795	37	140,796	216,395	8	. 58
福岡県	78,935	28	765,709	122	312,941	529,084	20	
佐賀県	20,515	7	216,232	35	145,196	187,292	8	. 50
長崎県	41,472	15	339,896	54	239,913	358,449	14	83
熊本県	44,772	16	382,690	61	300,050	422,963	17	. 94
大分県	50,070	18	291,236	47	162,782	283,335	10	75
宮崎県	58,040	<u> </u>	283,058	45	206,553	260,391	11	. 77
鹿児島県	73,250	26	423,112	68	203,415	433,206	14	108
沖縄県	76,809	27	283,822	45	75,804	256,302	. 7	80
合計	4,712,448	1,678	24,339,820	3,890	13,405,752	22,132,543	830	6,400

## 公営企業債が地方債全体額に占める割合(⑱決算)

(参考)

	0%	0~5%	5~10%	計
市 (政令市除く)	26団体	19団体	28団体	73団体
構成比	3%	2%	4%	9%
町村	147団体	76団体	75団体	298団体
構成比	14%	7%	7%	29%
全市町村	173団体	95団体	103団体	371団体
構成比	9%	5%	6%	20%

(少行)
10~20%
119団体
15%
198団体
19%
318団体
17%

## 公営企業金融公庫資金の貸付状況について

	⑨貸付あり	⑨貸付あり ⑨貸付なし	
都道府県	47団体	O団体	0%
政令市	17団体	O団体	0%
一般市· 特別区	750団体	39団体	5%
町村	725団体	285団体	28%
市区町村計	1, 492団体	324団体	18%

## 一般会計債及び公営企業債の割合推移(地方債計画ベース)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	·	額	シェア
	一般会計債	850	75.6%
昭和30年度	公営企業債	274	24.4%
	合計	1,124	
	一般会計債	550	51.4%
昭和32年度	公営企業債	520	48.6%
	合計	1,070	
	一般会計債	720	48.0%
昭和35年度	公営企業債	780	52.0%
	合計	1,500	
ы.	一般会計債	1,690	34.9%
昭和40年度	公営企業債	3,159	65.1%
,	合計	4,849	
	一般会計債	13,003	45.9%
昭和50年度	公営企業債	15,347	54.1%
-	合計	28,350	
	一般会計債	39,087	60.3%
昭和60年度	公営企業債	25,713	39.7%
	合計	64,800	
	一般会計債	110,939	69.2%
平成7年度	公営企業債	49,393	30.8%
	合計	160,332	
	一般会計債	121,196	78.0%
平成17年度	公営企業債	34,170	22.0%
	合計	155,366	
	一般会計債	94,993	76.1%
平成20年度	公営企業債	29,783	23.9%
	合計	124,776	

公庫法成立

# 公庫金利と財政融資資金金利の比較 (単位:%)

	2	0 年(シェア 20 %)			28 年(シェア 71 %)	
	公庫金利	財融金利	金利差	公庫金利	財融金利	金利差
	Α	·B	A – B	A	В	A-B
2007 年	2.10	2.10	- 0	2.30	2.30	. 0
7月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
8月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
9月	1.95	1.90	0.05	2.10	2.10	0
40 日	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
10 月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
11 月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
12 月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.00	0.15
2008年	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05
1月	1.90	1.80	0.10	2.15	2.10	0.05
A =	1.90	1.80	0.10	2.15	2.00	0.15
2月	1.90	1.80	0.10	, 2.10	2.00	0.10
A =	1.90	1.70	0.20	2.10	2.00	0.10
3 月	1.85	1.70	0.15	2.10	2.00	0.10
4 🖽	1.85	1.80	0.05	2.10	2.10	0
4月	1.80	1.80	0	2.10	2.10	0
, <u> </u>	1.90	1.90	0	2.20	2.20	0
5 月	1.90	1.90	0	2.20	2.20	. 0
A B	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
6月	2.10	2.10	0	2.30	2.30	0
· 🗆	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
7月	2.00	2.00	0	2.20	2.20	0
8月	1.95	1.90	0.05	2.15	2.10	0.05
9月	1.95	1.80	0.15	2.15	2.10	0.05

7

## 最近の金利水準の推移

### 1 市場公募債(満期一括償還)

	4月	5.月	6月	7月	8月	9月
5年債(個別債)	0.98 %	1.45 %	1.41 %	1.19 %	1.18 %	1.12 %
10 年債(共同債)	1.56 %	1.74 %	1.89 %	1.79 %	1.62 %	1.56 %
20 年債(個別債)	発行なし	2.31 %	2.46 %	2.28 %	2.28 %	2.20 %
30 年債(個別債)	発行なし	発行なし	発行なし	発行なし	2.62 %	2.55 %

<sup>※</sup>発行条件の良いものの例。

## 2 財政融資資金(3年据置元利均等償還)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
10 年	1.10 %	1.40 %	1.60 %	1.50 %	1.30 %	1.20 %
20 年	1.70 %	1.90 %	2.10 %	1.90 %	1.80 %	1.80 %
30 年	2.10 %	2.20 %	2.30 %	2.20 %	2.10 %	2.10 %

### 3 銀行等引受債(元金均等償還、都道府県・政令市)

	4月	5月	6 月	7月	8月	9月
10年	1.50 %	1.70 %	1.88 %	発行なし	1.50 %	1.30 %
20 年	2.02 %	2.67 %	発行なし	発行なし	発行なし	2.01 %

# 地域金融機関の現状

(各地域金融機関へのアンケート及びヒアリング結果)

平成20年8~10月に実施

## (1) リスク管理の徹底

以下の要因から、地域金融機関のリスク管理の強化が進んでおり、地方債引受についても様々な影響が見込まれる状況。

## ① 新 BIS 規制 (バーゼル II) のアウトライヤー基準 (注)

10年以上の起債の場合、貸付リスクが高く算出されるため、短期貸付を求める傾向が出てきている。

## ① **②** ALM の徹底

資産と負債の平均年限の均衡が求められてきている中で、銀行等においては、資金調達は預金を主としており平均年限は2年未満であるため、運用資産たる地方債も5年以下の短期を求める傾向が出てきている。

## ③ 将来の中長期的な金利上昇を見据えた管理(逆ざや懸念)

将来の金利上昇を見据え、逆ざや懸念から、長期低金利固定の貸付を控える傾向が出てきている。

## 4 特定債券の集中保有の回避を求める傾向

脚注:アウトライヤー基準とは、標準的金利ショック(上下 200 bps の平行移動による金利ショック等)によって計算される経済価値を指す。このアウトライヤー基準が、自己資本の 20 % を超えた銀行をアウトライヤー銀行と称する。

# 地域金融機関の現状

(各地域金融機関へのアンケート及びヒアリング結果)

## (2) 通算償還年限の延長や公的資金の代替等に伴う貸付残高の増加と引受余力の低下

通算償還年限を増加する地方団体が近年増えてきていること、公的資金の縮減を補う必要があること等から、地域金融機関の地方債引受額の増加により、引受余力が少なくなってきていると回答する地域金融機関がある。

## (3) 地域金融機関からの要請

上記事情を背景に、以下の要請が地域金融機関から求められる例が多くなってきている。

- ① 借入金利の引上げや設定方式の見直し
- ② 長期地方債貸付リスクを回避するため、一銘柄当たりの貸付期間を5年以下等に 短縮化するよう要請
- ③ 引受地方債の転売ニーズが高まっており、良好な販売価格を維持し、転売を容易とするため、市場流通性の高い証券発行の増加や満期一括方式発行の増加を要請
- ④ 市場公募団体への移行要請